



(4) 会社法における新たな計算書類

会社法においては、利益処分案（又は損失処理案）がなくなり、新たに株主資本等変動計算書が計算書類に加わりました。

また、これまで貸借対照表や損益計算書の脚注とされていた項目等をまとめて記載する個別注記表が独立した計算書類とされました。

今回は、この株主資本等変動計算書と個別注記表をみていきます。

(1) 株主資本等変動計算書

貸借対照表の純資産の部の各項目について、前事業年度末日の残高、当該事業年度末日の残高及びその増減（当該事業年度における変動）の内訳を記載したものです。

会社法では、損益計算書は当期純利益の算定までとされており、当期末処分利益（会社法では繰越利益剰余金）算定までの計算区分やこれまでは附属明細書に記載されていた資本等の増減はこの株主資本等変動計算書に記載されることとなります。

(2) 個別注記表

計算書類の作成の基礎となる重要な会計方針をはじめ、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書に記載されない項目について個別注記表としてまとめて記載することとされました。

なお、全ての注記事項について、必ず個別注記表に一括して記載しなければならないということではなく、従来どおり貸借対照表等の末尾に記載することも認められています。

記載すべき項目は、次の①から⑫とされています。

ただし、会計監査人を設置していない非公開会社については、一定の注記の省略が認められていますが、少なくとも次の②、⑤及び⑫は記載する必要があります。

- ① 継続企業の前提に関する注記
- ② 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- ③ 貸借対照表に関する注記
- ④ 損益計算書に関する注記
- ⑤ 株主資本等変動計算書に関する注記
- ⑥ 税効果会計に関する注記
- ⑦ リースにより使用する固定資産に関する注記
- ⑧ 関連当事者との取引に関する注記
- ⑨ 一株当たり情報に関する注記
- ⑩ 重要な後発事象に関する注記
- ⑪ 連結配当規制適用会社に関する注記
- ⑫ その他の注記

⑤の株主資本等変動計算書に関する注記には次の項目を記載します。

- ・ 当該事業年度末日における発行済株式の種類及び総数
- ・ 当該事業年度末日における自己株式の種類及び数
- ・ 当該事業年度中に行った剰余金の配当
- ・ 当該事業年度末日後に行う剰余金の配当
- ・ 新株予約権に関する事項

旧商法における利益処分案には、当該事業年度の末日後に行う配当金額を記載しましたが、会社法における株主資本等変動計算書には、当期変動額として、当該事業年度中に行った配当金額が記載されます。

よって、株主資本等変動計算書では、当該事業年度末日後に行う配当金額は示されませんので、個別注記表の中で、当該事業年度中に行った配当とともに、これから行う配当についても注記することになります。